



今後の協議会の進め方等について（案）

2026年7月15日
大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会



関東地域ブロック協議会における今後の取組方針（案） 1 / 2

1. 協議会の開催頻度、情報共有、開催方式等

①開催頻度

- ・ 年数回程度の開催を予定（従来通り）。
- ・ 開催時期は、5～6月頃（台風到来期前）、1～2月頃を基本に調整。

②情報共有

- ・ 各年度の第1回協議会において、国（環境省）及び各都県から、直近1年程度の主な平時における取組状況等に関する情報を共有・更新。
- ・ 発災時の対応経験等に係る情報共有は、今後も適宜実施。

③開催方式等

- ・ 関係者間で平時から広域的に顔の見える関係を構築する観点で、各年度のうち1回は、対面・ハイブリッド方式としつつ、可能な範囲で構成員が対面で参加しやすくする方策を検討。（令和9年度～）
- ・ 災害からの早期の復旧・復興における災害廃棄物対策の重要性を広く周知する観点から、関東環境局において情報発信に努める。

2. 協議会の下で実施する広域的な災害廃棄物処理体制の強化に向けた取組

- ・ 首都直下地震、南海トラフ地震など、管内で特に広域的に甚大な被害が想定されている大規模災害について、分科会を設置し、広域的な連携体制に関する情報共有、課題の整理、対応方策の検討等を実施。
- ・ 当面は、令和7年12月に内閣府において、最新の被害想定や対策に関する報告書がとりまとめ・公表されたことを踏まえ、首都直下地震対策に関する分科会を設置し、課題等を検討。
※課題の内容、広域性等に応じ、環境本省、関係機関等とも連携。
- ・ 取組の進捗状況等に応じ、他の大規模災害についての取組も検討。

関東地域ブロック協議会における今後の取組方針 2 / 2

3. 年度毎の人材育成、調査等に関する事業等

- ・自治体（市区町村を含む。）職員等に向けた人材育成のための研修、大規模災害への対応の経験・教訓の継承等は今後も非常に重要であり、関連する取組を計画的に企画・実施。
- ・令和8年度は、主に下記の取組を予定。翌年度の主な事業等については、前年度冬の協議会において予定等を報告し、構成員等からの意見等を踏まえて実施する。

令和8年度の事業等の予定

①能登半島地震における災害廃棄物処理に関する記録誌作成

新潟県内における処理（公費解体を含む。）について、関係自治体の協力を経て、記録誌を作成予定。

②研修関係事業

1）自治体における中核的な実務者の養成研修

- ・大規模災害時に、自治体で災害廃棄物処理の実務を中核的に担える人材を養成する研修を実施。
※セミナー、ワークショップ、現地研修等を予定。
- ・対象人数は、管内自治体から30名程度を募集予定。

2）災害廃棄物処理計画の実効性向上図上演習

- ・計画を策定済の自治体の職員向けに、計画に基づく発災後の対応が行えるか確認し、計画の実効性向上や見直しの必要性等について気づきを得る機会を提供する研修（図上演習）を実施。
- ・令和8年度は、神奈川県内自治体を対象に実施。

③廃棄物処理関係団体への個別ヒアリング

- ・首都直下地震、南海トラフ地震、大規模風水害等の発生時における災害廃棄物処理に関する行政（自治体）との連携等に関する課題について地域団体へのヒアリングを検討中。
- ・詳細は本協議会以降、個別に御相談・調整。

④風水害を想定した訓練関係事業

- ・複数都県で広域的に河川氾濫が発生した場合を想定した自治体と廃棄物処理関係団体の連携方法に関する机上訓練を検討中。（冬頃を想定）
- ・詳細は今後、対象自治体・関係団体と調整予定。

4. 構成員等の連絡先リストの作成・共有・更新

- ・事務局において各構成員等の連絡先（窓口）リストを作成・定期的に更新し、共有する。

首都直下地震対策分科会の設置について（案）

1. 背景等

- 令和7年12月に、内閣府において、首都直下地震の被害想定と対策に関する報告書を取りまとめ・公表（前回平成25年）。これを踏まえ、本年6月12日、政府の首都直下地震緊急対策推進基本計画が変更（閣議決定）。
- 報告書では、災害廃棄物等の発生量を、**都心南部を震源とする直下地震の場合に約9,100万トン※等と推計**。仮置場等に要する**用地不足への対応**、被災地外への災害廃棄物等を運搬・処理する場合の**輸送体制の確保**、これらに必要な**広域的な関係者連携**（官民連携を含む）等の課題を指摘。

※発生推計量としては、建物の耐震化等による建物被害の減少、被害想定手法の見直しにより、前回推計に比べると減少

2. 首都直下地震対策分科会の設置

- 協議会の下に、想定被害が大きい**1都3県の関係者を中心とした首都直下地震発生時の災害廃棄物処理に関する分科会を設置**。
- 分科会の目的・取組事項、構成員等は次の通りとする。

【目的・主な取組事項】

- ・ 首都直下地震の発生時の災害廃棄物対策における国・地方公共団体等の行政機関、各種団体、企業等による**広域的な連携・協力**についての検討・調整
- ・ 各主体における首都直下地震発生時の災害廃棄物対策に関する取組についての情報共有等

【構成員等】

- ・ 次ページのとおり。

【開催頻度・運営等】

- ・ 当面、協議会と同程度の頻度で、できる限り協議会同日に開催する。

※分科会の議事は、個別の被害想定等に関する情報を取り扱うため、原則非公開とする予定。

首都直下地震対策分科会 構成員等（案）

地方自治体（11団体）	都県	埼玉県 環境部資源循環推進課長
		千葉県 環境生活部循環型社会推進課長
		東京都 環境局資源循環推進部災害廃棄物対策専門課長
		神奈川県 環境農政局環境部資源循環推進課長
	指定市	さいたま市 環境局資源循環推進部資源循環政策課長
		千葉市 環境局資源循環部廃棄物対策課長
		横浜市 資源循環局総務課長
		川崎市 環境局生活環境部廃棄物政策担当課長
		相模原市 環境経済局環境部廃棄物政策課長
	特別区 関係団体	東京二十三区清掃一部事務組合施設管理部管理課長
		特別区災害廃棄物処理対策検討会会長
民間団体（9団体）	廃棄物処理 関係団体	一般社団法人埼玉県環境産業振興協会会長
		一般社団法人千葉県産業資源循環協会会長 （公益社団法人全国産業資源循環連合会関東地域協議会会長）
		一般社団法人東京都産業資源循環協会会長
		公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長
		一般社団法人持続可能社会推進コンサルタント協会専務理事
	解体工事業 関係団体	一般社団法人埼玉県解体工事業協会会長
		千葉県解体工事業協同組合理事長
		一般社団法人東京建物解体協会会長
		一般社団法人神奈川県解体工事業協会会長
	有識者(1名)	

国の 機関	国土交通省関東地方整備局 防災室長
	国土交通省関東地方整備局 道路部道路管理課道路防災調整官
	国土交通省関東地方整備局 港湾空港部港湾空港防災・危機 管理課長
	国土交通省関東運輸局 総務部安全防災・危機管理課長
	環境省関東環境局 資源循環・災害廃棄物対策課長
オブ ザー バー	財務省関東財務局 管財第1部管財総括第1課 陸上自衛隊東部方面総監部 防衛部防衛課 公益社団法人全国都市清掃会議関東地区協議会 一般社団法人セメント協会 一般社団法人日本災害対応システムズ 一般社団法人日本建設業連合会関東支部

※改正廃棄物処理法等の施行後、災害廃棄物処理に係る専門支援機関として、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の追加を予定

今後のスケジュール

【令和8年度】

- 本日（協議会終了後） 第1回首都直下地震対策分科会
- 9月頃 第2回協議会（書面開催）
 - ・ JESCOの協議会・分科会構成員への追加について
- 1～2月頃 第2回首都直下地震対策分科会
第3回協議会
 - ・ 分科会における検討状況等の報告
 - ・ 令和9年度の取組予定 等※同日開催、オンライン開催を予定

【令和9年度】

- 5～6月頃 第1回協議会
第1回首都直下地震対策分科会